

広報そうか 特集号

発行／草加市市民生活部消費労政課

〒340-0053

草加市旭町6-13-20

草加市立勤労福祉会館内

TEL 048-941-6111

平成23年10月5日発行

消費生活特集

消費生活センターをご存じですか？

消費生活の問題で困ったときには、消費生活センターに相談を

消費生活センターは、商品の購入や契約に関する苦情やトラブルなどに、消費者の視点から相談に応じています。

消費生活センターの主な業務

消費生活相談…消費生活相談員が消費者トラブルの解決に向けて、助言やあっせんなどを行っています。

消費者啓発事業…消費生活に関する情報の提供や、消費者被害防止のための講座開催・講師派遣などを行っています。

消費生活相談のご案内

草加市消費生活センター（草加市立勤労福祉会館内）

相談受付日…月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く）

相談受付時間…午前9時30分～午後4時

相談方法…電話での相談です。

電話番号は、048-941-6111です。

相談の際は、商品の購入や契約をされたご本人が、契約書や申込書、パンフレットやチラシなどを用意していただいた上で電話していただければ、相談がスムーズに進みます。

相談料はかかりません。



○このような相談をお受けしています

- ・商品の購入やサービスの利用から発生した苦情
- ・商品購入などの契約で生じた被害等に関する相談
- ・普通に使用していた商品の事故などから生じた被害やその製品に関する相談
- ・商品や役務に関する知識、購入方法などの相談

✕このような相談はお受けできません

- ・企業や事業者同士で行った契約等についての相談
- ・近隣とのトラブルなどの一般的な苦情
- ・行政の対応
- ・賃金の不払いや雇用など労働についての相談
- ・医療機関の対応や医療内容の是非に関する相談
- ・公害などについての相談

消費生活に関連した講演会には、講師を派遣します。消費生活センターまでお問い合わせください。

消費生活相談は、消費者のために行っています。事業者からの相談はご遠慮ください。

市民の皆さんからお聞きした個人情報、事業者から契約内容などを確認する等の相談処理の目的にのみ使用します。

相談者の氏名、住所等の特定個人を識別できる情報を除いた性別、年代等の属性情報と相談概要は、全国消費生活情報ネットワークシステムに登録・蓄積し、今後の同様な相談処理や情報提供に活用します。

高齢者を中心に「未公開株」や「社債」の取引に関する トラブルが増えています。

「未公開株」についてのトラブルは以前からありましたが、最近の勧誘手口は以前にも増して巧妙になっており、高齢者を中心としてその被害が拡大しています。

「未公開株」や「社債」に関する消費者被害やトラブルの代表的な例をお知らせします。

劇場型

ひとつの業者から「上場が近い」「いま買っておけば将来必ず値上がりする」などと勧誘を受けた時に、一度は断った人も、別の業者から「値上がり確実」「有望な会社の株だから安心」「買い取りたい」などと言われると、心が動くものです。そのような心理について、複数の業者が共謀して購入させる『劇場型』の被害が多発しています。未公開株の買い取りの約束が実行されることはまずありません。最終的には業者と連絡がとれなくなることがほとんどです。

被害回復型

過去に未公開株などの購入で被害を受けた人に電話で「過去に購入した株を買い取って被害を回復してあげます」などと言い、その条件として、別の未公開株の購入や手数料の支払いを求めるケースが増えています。このような場合、代金を支払っても、買い取りは、まず実行されません。さらに被害が拡大します。

代理購入型

「理由があって自分は購入できないから、代わりに購入してくれ」などと持ちかけ、謝礼や高値買い取りを約束してだますものです。

公的機関装い型

金融庁などの公的機関の職員と名乗り、未公開株や社債などを買わせる被害が発生しています。金融庁などの公的機関が未公開株や社債などの取引に関与することはありません。



「未公開株」や「社債」の他にも「換金性の乏しい外国通貨の取引」、「金の採掘権の売買」や「鉱山開発の投資」、「水資源の権利の売買」などの被害が発生しています。

トラブルに巻き込まれないための注意点は

電話での勧誘などにすぐに応じない。

儲け話を安易に信用しない。

一人で悩まずに、家族や公的機関に相談をする。

よくわからない商品には手を出さない。

未公開株や社債の販売ができるのは、登録を受けた証券会社と未公開株や社債の発行会社だけ。その他の者が行う勧誘は法律違反の可能性大です。



このような勧誘文句に注意してください

『上場確実です。必ず儲かります』

『元本は保証されています』

『金融庁（関東財務局、証券取引等監視委員会）の者ですが…』

『株（社債）を買取りします。買取りには、あと〇株必要なので買増しをしてください』

『必ず被害を回復してあげます。その代わり〇〇社の株（社債）を買ってください』

以下の8項目のうち、ひとつでも該当する場合は、詐欺的商法の可能性が高いので、取引を中止することをお勧めします。

- ① 全く聞いたことのない業者から勧誘されている。
- ② 買取業者、アドバイザーなどを名乗る業者から「買い取ります」などの勧誘を受けている。
- ③ 以前、未公開株を購入したことがあるが、今回はその時購入した業者とは別の業者から勧誘されている。
- ④ 業者の説明は「上場時期や上場市場が決定している」とあるだけで、主幹事証券会社や監査法人を教えない。
- ⑤ タイミングよく別の業者から連絡があり、「その株を買い取る」「必ずその株は値上がりする」などと言われている。
- ⑥ 買取業者から「買取単位まで買い増ししてください」と言われている。
- ⑦ 業者が「金融庁などの公的機関から、認可、許可、委託を受けている」と説明している。
- ⑧ 金融庁、財務局、証券取引等監視委員会などの公的機関や、それを連想させるような名称を使用している。

悪質な業者の標的は高齢者



- ① 高齢者の中には、人の言うことを疑わず、簡単に信用してしまい、自分がだまされていることに気付かないという事例がよく見受けられます。
- ② 高齢者の中には、被害にあったことを自覚しても、恥ずかしい、他の人に迷惑をかけたくない、だまされたのは自分が悪いなどの理由で、誰にも相談しないことがあります。高齢者の消費者トラブルを防ぐためには、身近な場所で日常的に接している方が変化に気付き、消費生活センターなどの相談機関につなぐことが大切です。

このような性格の人は要注意

- ① たまたま運の悪い人がトラブルにあうのだと思う。
- ② 自分のまわりにあまり悪い人はいないと思う。
- ③ 相手に悪いので、人の話を一生懸命聞く方だ。
- ④ 人から勧められると、断れない。
- ⑤ 有名人や肩書のある人の言うことは、つい信用してしまう。
- ⑥ 知人から「効いた」「良かった」と聞くと、やってみようと思う。
- ⑦ 迷惑をかけたくないので、家族にも黙っていることがある。
- ⑧ しっかり者だと思われたい。
- ⑨ 身近に相談できる人があまりいない。



相談は草加市消費生活センターへ

お気軽に
お電話ください

電話…048-941-6111
相談受付日…月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く）
相談受付時間…午前9時30分～午後4時

悪質商法にご注意を。主な問題商法をご紹介します

経済的に豊かになり、商品や各種サービスは多様化しています。それに歩調を合わせるように消費者被害につながるような悪質商法が増えています。ここでは、そのような悪質商法をご紹介します。

名 称	主な商品、サービス	勧誘の手口、特徴
アポイントメントセールス	アクセサリー、複合サービス会員 教養娯楽教材	「抽選に当たったので手続きに来て」「特別モニターに選ばれた」などと販売目的を隠したり、著しく有利な条件で取引できることを告げて電話や郵便で呼び出し、契約しないと帰れない状況で商品やサービスを契約させる。
かたり商法	商品一般、社会保険一般、サラ金 フリーローン	販売業者が有名企業や、市役所などの公的機関、適格消費者団体の職員、またはその関係者であるかのように思わせて商品やサービスを契約させる。
キャッチセールス	化粧品、美顔器、エステ、絵画	駅や繁華街の路上でアンケート調査などと称して呼び止め、営業所に連れて行き、不安をあおるようなことを言って、商品やサービスを契約させる。
サイドビジネス商法	健康食品、化粧品、パソコン内職	「在宅サイドビジネスで収入が得られる」「脱サラできる」などをセールストークに何らかの収入絡みの商品の購入やサービスの提供の契約をさせる商法。
催眠（SF）商法	布団類、健康食品、電気治療器具	路上で「健康によい話をする」と声をかけたり、商品の交換券を配布して人を集め、閉め切った会場で日用品などを廉価で配り、得した気分になせ、最終的には異様な雰囲気の中で市場価格より数倍もする高額な商品を販売する。
資格商法	資格講座、教養娯楽教材	「受講すれば資格が取れる」などと勧誘し、講座や教材の契約をさせる。以前の受講者に「資格が取れるまで契約は続いている」「契約を終わらせるための契約を」と再度別の契約をさせる。
次々販売	布団類、エステ、リフォーム工事 アクセサリー	一度契約をすると、必要のない商品やサービスを次々と販売して過剰な量の契約をさせる。複数の業者が次々と販売するケースもある。
点検商法	浄水器、耐震工事、 床下換気扇、布団	点検をするというて家に上がり込み、「布団にダニがいる」「シロアリの被害がある」などと不安をあおって、新品や別な商品やサービスを契約させる。
デート商法	アクセサリー、絵画	出会い系サイトや間違い電話・メールを送りつけ出会いの機会を作り、デートを装って契約させる商法。異性間の感情を利用し、断りにくい状況で勧誘し、契約を迫る。契約後、クーリング・オフ期間が過ぎると連絡が取れなくなるケースが多い。
当選商法	海外宝くじ、放送サービス アクセサリー、電話情報提供サービス	「懸賞金が当たった」「当選した」「景品が当たった」などと特別な優位性を強調して消費者をだまし、お金を支払わせる商法。
ネガティブオプション	本、雑誌、ビデオソフト	注文をしていないにもかかわらず、商品を一方的に送りつけ、受け取った消費者に購入しなければならないものと勘違いをさせて代金を支払わせることをねらった商法。代金引換郵便を悪用したものがある。福祉目的をうたい、寄付と勘違いさせて商品を買わせるケースもある。
ネズミ講	金銭、有価証券などの配当	金銭配当組織の一つで加入者が一定額の金銭等を先の順位の加入者に支出する一方、ねずみ算式に増える後の順位の加入者が支出する金銭等を受領することによって多額の金銭等が得られるとするもの。「無限連鎖講の防止に関する法律」によって、開設・運営・勧誘の一切が禁止されている。金銭に限らず有価証券も禁止。インターネットやメールを利用して勧誘するケースが増えている。
マルチ商法	健康食品、化粧品、浄水器、美顔器	商品等の販売員となり、購入した商品等を販売して、その人を新たに販売員に勧誘し、さらに販売員をそれぞれが増やすことによってマージンが入るとうたう商法。消費者にとっては勧誘時の儲け話と違って思うように売れず、多額の借金と商品の在庫を抱えることになる。
利殖商法	株、商品相場、証券、投資信託 分譲マンション	「値上がり確実」「必ず儲かる」など利殖になることを強調し、投資や出資を勧誘する。